半田市告示第100号

半田市放置自転車等防止条例（昭和63年半田市条例第14号）第11条第5項の規定により、自転車等の保管及び処分について次のとおり告示する。

令和8年11月24日

半田市長　久　世　孝　宏

1. 放置場所及び放置台数　　（　）は原動機付自転車の内数

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 名鉄青山駅区域 | 7 台 | | ＪＲ東成岩駅区域 | 2 | 台 |
| 名鉄成岩駅区域 | 台 | | ＪＲ半田駅区域 | 3 (1) | 台 |
| 名鉄知多半田駅区域 | 台 | | ＪＲ乙川駅区域 | | 台 |
| 名鉄住吉町駅区域 | 3 台 | | ＪＲ亀崎駅区域 | | 台 |
| 名鉄半田口駅区域 | 1 台 | | | | |
| | | | 計 | 16 | 台 |

2. 移動した日　令和　8　年　11　月　11　日

3. 保管場所　半田市瑞穂町7丁目12番地1

4. 保管期間　令和　8　年　11　月　11　日　から
　　令和　9　年　1　月　7　日　まで

5. 連　絡　先　半田市総務部防災安全課（市役所４階）
　　〒475－8666　半田市東洋町二丁目１番地
　　℡　0569－84-0626　Fax　0569－84-0640

6. 処分する日　令和　9　年　1　月　7　日　以降

7. 返還を受けるための必要事項

・通　知　書
・手数料　1,000円